

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれており、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供等、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与。
- (2) 琵琶湖および河川では、これまでの繁殖場の減少や食害等に加え、気候変動等の影響によりアユ等の水産資源が減少。更に、漁業者の減少と高齢化も進展し、内水面漁業に期待される機能を果たすことが次第に困難に。
- (3) 本計画（第3期）は、「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県内水面漁業の課題に対応し、本県の内水面漁業の振興を推進するため、現計画（第2期）期間の満了に伴い策定。

2 計画の期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

II 現状と課題

1 本県の内水面漁業の概要

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃の年間10,000トン前後から大きく減少し、令和5年の漁獲量は652トン。

2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題

気候変動等の影響によるアユをはじめとした水産資源の減少等、琵琶湖の生産力低下への強い懸念に直面しており、気候変動が水産資源にもたらす影響把握と適応策や漁場生産力の評価および回復に関する技術開発が必要。

3 漁場環境の再生に関する現状と課題

内湖の喪失、水草の過剰な繁茂、砂地の泥化、近年顕著となっている濁水発生の長期化といった課題に対して様々な対策が講じられてきたが、水産資源の回復には至っていない。水質変化の影響を解明するとともに漁場環境の再生を推進し、水産資源の回復を図ることが必要。

4 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題

内水面漁業の担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業の持つ多面的機能の維持が次第に困難に。このため、担い手確保に向けた取組や、水産物の消費と流通の拡大、漁業組織再編等による漁業経営基盤の強化などを進めることが必要。また、「湖業（うみぎょう）」の展開など、漁村の活性化につながる支援が必要。

III 目指す2035年の姿

- 10年後の2035年には、魅力ある魚介類や淡水真珠が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。
- とりわけ琵琶湖漁業においては、気候変動に適応し、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「一人ひとりが精鋭となる“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。

IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の回復・養殖に関する事項

- (1) 琵琶湖漁業 (2) 河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼） (3) 養殖業
- (4) 琵琶湖の漁場生産力の評価と回復 (5) 気候変動（温暖化等）の影響への対応
- (6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止

2 漁場環境の再生に関する事項

- (1) 漁場環境の再生 (2) 森林の整備および保全
- (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

- (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の促進 (2) 人材の育成および確保 (3) 湖魚の消費拡大の取組等への支援
- (4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援 (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

- (1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化 (2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置
- (3) 頻発・大規模化する自然災害への対応

5 令和12年度の目標とする指標

琵琶湖の漁獲量など18の指標を設定

【主な目標】

琵琶湖の漁獲量（外来魚除く）	目標値：1,000トン
琵琶湖の水産物を食べた県民の割合	目標値：85%
漁業体験等で漁村を訪れる人数	目標値：10,000人

